

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	市民協働部
監査の種類	令和4年度 定期監査（4監第75号 令和4年11月22日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和5年2月15日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 支出事務 補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請書等 を受理し、交付決定を行っている例が認められた。	令和5年 2月14日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 支出事務</p> <p>補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例が認められた。</p> <p>※ いわき市地域おこし協力隊起業等支援補助金の交付事務において、「市補助金等交付規則」第4条第1項第3号の規定による前年度決算書及び「いわき市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱」第7条第2号の規定による起業又は事業継承を確認できる書類の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。</p> <p>なお、要綱の規定が実態に合わない場合は、その改正等について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域振興課)</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>「前年度決算書」については、起業直後で前年度決算書が存在しないため、「市補助金等交付規則」第4条第2項の規定により省略可能と誤認し、また、「起業又は事業継承を確認できる書類」については、申請時に起業等ができない場合があることから、起業等を行う旨口頭で確認した上で、起業（個人事業の開業・廃業等届出書を税務署に提出する等）をした後、速やかに提出させることとして、当該書類の添付がないまま申請書を受理して補助金交付決定を行ったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>「いわき市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱」を令和5年1月26日付で改正し、「前年度決算書」の添付を省略することができること、申請者が交付の申請のときまでに「起業又は事業継承を確認できる書類」を提出することができないときは、申請後に提出することができることを規定いたしました。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	医療センター
監査の種類	令和4年度 定期監査（4監第75号 令和4年11月22日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和5年2月16日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 支出事務（その1） 会計年度任用職員に係る給与の支出事務において、雇用保険の加入手続がなされていない例が認められた。	令和5年 2月16日
2 支出事務（その2） 会計年度任用職員の給与及び各種委員会委員の報償費に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。	令和5年 2月16日
3 支出事務（その3） 院外講師に係る旅費の支出事務において、算定に誤りのある例が認められた。	令和5年 2月16日
4 契約事務（その1） 契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。また、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていなかった。	令和5年 2月16日
5 契約事務（その2） 契約事務において、契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。	令和5年 2月16日
6 財産管理事務 固定資産の現物と帳簿情報が一致していない例が認められた。	令和5年 2月16日
意見又は要望とする事項	
契約事務（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の適用について）	令和5年 2月16日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 支出事務（その1）</p> <p>会計年度任用職員に係る給与の支出事務において、雇用保険の加入手続がなされていない例が認められた。</p> <p>※ 医療センターに勤務する会計年度任用職員（医師）について、1週間の勤務時間を23時間15分、雇用期間を令和4年4月1日から同年9月30日までとして雇用していることから、1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上継続雇用が見込まれる者に該当し、雇用保険法第4条に規定する雇用保険の被保険者となるにもかかわらず、同法第7条に基づく雇用保険の加入手続がなされていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p> <p>2 支出事務（その2）</p> <p>会計年度任用職員の給与及び各種委員会委員の報償費に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p> <p>【事例1】会計年度任用職員の給与に係る所得税等の源泉徴収税額</p> <p>※ 会計年度任用職員（看護師）の給与（令和4年5月20日支給分）から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額について、所得税法第185条第1項第1号イの規定により給与所得の源泉徴収税額表（月額表）の甲欄を適用するにあたり、扶養親族等の数「3人」の欄を適用し0円とすべきところ、「2人」の欄を適用し1,320円としていた。</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当該職員については、雇用保険法第6条の3で規定する「被保険者とならない者（適用除外）」の要件に該当するものと誤認したものであります。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>指摘を踏まえ、遡及して加入しました。</p> <p>今後は、関係法令等の確認を徹底し、適切な事務執行に努めてまいります。</p> <p>【事例1】</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当該源泉徴収税額の誤りについては、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に基づく給与システムへの税区分の入力を誤ったことによるものであります。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>指摘を踏まえ、システムの税区分を修正し、令和4年11月支給分の給与から適切な税額を計算しました。</p> <p>また、誤って徴収した税額については、年末調整にて還付しました。</p> <p>今後は、システムに入力したデータの確認を徹底し、適切な事務執行に努めてまいります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>【事例2】各種委員会委員の報償費に係る所得税等の源泉徴収税額</p> <p>※ 地域医療支援病院委員会の委員報償費から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額について、1人当たり8,300円の支給総額に対し、所得税法第185条第1項第2号ホの規定により給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用し1,230円とすべきところ、同法第205条の規定による報酬等に係る源泉徴収税率を適用し847円としていた。</p> <p>3 支出事務（その3）</p> <p>院外講師に係る旅費の支出事務において、算定に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 院外講師に係る旅費の支給事務において、タクシー借上乗車券を使用したにもかかわらず、私有自動車を使用したものとして、いわき市職員等の旅費に関する条例等に規定する車賃（1キロメートルにつき37円）により旅費を算定していた。 （医療センター看護専門学校）</p> <p>4 契約事務（その1）</p> <p>契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。また、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていなかった。</p> <p>※ 法律顧問契約（有効期間：平成20年4月</p>	<p>【事例2】</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当該委員報償費については、関係法令等の認識不足により誤りが生じたものであります。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>支給済みの報酬に係る所得税等については、委員各自において確定申告していただくよう依頼し、現在は適切な金額を徴収するよう改めたところです。</p> <p>今後は、関係法令等の確認を徹底し、適切な事務執行に努めてまいります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>旅費の算定については、交通手段を確認した者と旅費担当者が異なり、双方の確認不足により、当該講師がタクシー利用者にもかかわらず、誤って自家用自動車で算定したことから生じたものであります。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>書類監査を受けた際に誤りに気付いたため、至急、相手方に事情説明したうえで、令和4年8月10日付けで返還通知を行い、令和4年8月19日に返還を確認しました。</p> <p>今後は、同様の事案がないよう、旅費算定担当者のほか、別の事務職員によるダブルチェックを行うなど、チェック体制を強化し、適切な事務執行に努めてまいります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>契約事務についての認識不足により、複数年契約に係る所要の手続きをしていなかったものであります。</p> <p>また、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置に</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1日から1年間)について、双方の申し出がない場合、有効期間が1年間更新されるものとしている。</p> <p>翌年度以降にわたる契約を締結するには、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を設定しておくか、市長期継続契約に関する条例第2条に規定する長期継続契約を適用し、次年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除する旨のいわゆる「条件付き解除条項」を契約書に設ける必要があるが、いずれの措置も講じられておらず、市病院事業長期継続契約事務取扱要綱第2条第1項第2号の規定に基づく適切な契約期間の設定も行われていなかった。</p> <p>また、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p>については、平成27年3月31日の要綱制定時に変更契約が漏れたものであります。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>当該契約については、有効期間を令和5年3月31日までにするるとともに、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置を規定するため、変更契約を締結したところであります。</p> <p>今後は、関係例規等の確認を徹底し、適切な事務執行に努めてまいります。</p>
<p>5 契約事務 (その2)</p> <p>契約事務において、契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。</p> <p>※ 医療センター広報誌作成業務委託の契約事務について、平成29年度、平成30年度、令和3年度に当該業務委託における契約履行実績を有することを理由に、市病院事業契約規程第28条第1項第4号を適用し契約保証金の納付を免除しているが、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、すべて誠実に履行したことの確認が</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>当該契約については、契約事務についての認識不足により、「過去2年間」を令和3年度及び平成30年度の「過去2回」の受注実績と捉えてしまったことによるものであります。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>新たに市病院事業契約規程第28条第1項第4号に基づく「契約保証金免除要件確認書」を作成し、契約締結前に確認を行う運用を開始したところです。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>適切に行われていない。 (経営企画課)</p> <p>6 財産管理事務 固定資産の現物と帳簿情報が一致していない例が認められた。 ※ 固定資産のうち「備品」について、取得年度が古く耐用年数が超過している資産の一部を抽出して実査（現物と帳簿の照合）を行ったところ、5件中2件について、現物が確認できなかった。 (施設管理課)</p>	<p>今後は、他の契約業務においても、同様の事案が起きないように適切な事務執行に努めてまいります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因] 固定資産を処分する場合は、物品の廃棄のほかに、会計上「除却」という処理を行い、固定資産台帳から該当資産を削除することとなっており、各部署から提出された不用物品調書をもとに処理を行っております。 今回の指摘については、各部署による固定資産の廃棄手続きの認識不足により、不用物品調書の提出が漏れ、除却の処理が行えず、固定資産台帳と実態の不一致が生じたものであります。</p> <p>[措置した内容] 院内の現物調査の実施による現状確認を行うとともに、院内に対し、不用物品調書の提出を徹底するよう通知したところです。 今後は、同様の事案が起きないように定期的な確認を行うなど、適切な管理に努めてまいります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容等
<p>契約事務（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の適用について）</p> <p>令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により、看護専門学校において体育館の外壁のひび割れ及び校舎外壁部材の欠落等の被害を受けたことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定を適用した随意契約により修繕が実施された。二次被害のおそれがあり、周辺の道路並びに学生及び職員の安全性の確保に支障をきたすこと等から、速やかな原状復旧を行うことを随意契約の理由としていたが、設計に必要な業者の見積を徴するまでに発災から約4週間を、その後も設計業務や予算確保の検討に時間を要し、契約締結までに発災から約8週間が経過していた。</p> <p>随意契約は、地方公共団体における契約方法の特例であることから慎重な取扱いが求められる。「緊急の必要」とは、競争入札による契約手続きを取ることで、時期を失い、あるいは契約の目的を達することができなくなり、市民生活に支障を来し、市民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼすおそれ等があることが明らかである場合をいい、仮に、事務処理の遅れにより競争入札に付す暇がないとするのは、行政側の都合であり「緊急の必要」にはあたらない。また、競争入札によらず任意に選定した特定の者を契約の相手方とすることから、業者の選定には細心の注意を払う必要がある。</p> <p>当該事案の場合、発注に至るまでに応急措置が施されており、また、実際の修繕等の内容に対し、発注までに要した時間等を考慮すると、競争入札を実施できないほど時間的に制約を受けたとは明確に判断しがたいものとなっている。さらに、業者の選定理由についても、随意契約の理由書に記載された内容</p>	<p>随意契約による契約締結にあつては地方公営企業法施行令第21条の14に基づき適正に実施すべきですが、第5号の規定を適用するにあたり、認識が十分でなかったものと考えております。</p> <p>指摘を受けて以降、契約課より示された「随意契約に関する事務執行のための指針」を課内で改めて確認するとともに、随意契約の理由として、第1号以外を適用する場合、起工兼見積執行伺いの決裁過程において、選定理由など、内容確認のチェック体制を強化したところがあります。</p> <p>今後も、関係例規等を確認しながら、適切な事務執行に努めてまいります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容等
<p>は「修繕実績があり、早急な対応が可能」と抽象的なものとなっている。</p> <p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の適用にあたっては、契約の適正性や透明性を確保する観点からも、客観的事由に基づく緊急の必要性と業者選定について具体的な理由を明確にすべきである。</p> <p>(施設管理課)</p>	